

松尾慶島製糸工場

労働争議

昭和五年八月

労働争議の経過

労働争議の経過

労働争議の経過

労働争議の経過

労働争議の経過

労働争議の経過

労働争議の経過



5. 9. 1
1613

労働第ニ九三四号

昭和五年八月二十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川
兵庫 愛知 福岡 福岡

松尾慶島製糸工場労働争議ニ関スル件

(第ニ報)

要旨ハ工場主側ハ製造態勢強硬ニシテ労働者側ノ要求ニハ一歩モ應セザル

模倣ナリ 2. 争議困員中ニハ争議ニ倦怠シタルモノアリ 結果稍乱シタル感アリ

既報標記労働争議其ノ後ノ状況及記ノ通

記

工場主側